

解体工事
発注者等
の皆様へ

家電4品目は 正しくリサイクルしてください

- ◆エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目（家庭用機器）は、家電リサイクル法の対象品目です。



家電4品目は、建築物解体工事の前に、機器の所有者において、家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしてください。

また、建築物解体工事の際、建築物に残置された廃家電4品目については「残置物」です。建築物解体時の残置物については、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があるので、解体工事前に、当該建築物の所有者等により家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしてください。

事業所から排出される家電4品目について、建築物の解体工事業者に収集運搬を依頼する場合は、排出事業者（機器の所有者／建築物の所有者等）において、産業廃棄物収集運搬業許可を有する解体工事業者との間で廃棄物処理法に基づき収集運搬委託契約を締結して、指定引取場所への収集運搬を行ってください。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき「リサイクル料金」が必要です。収集運搬を小売店等に依頼する場合には、家電リサイクル法に基づき「収集運搬料金」も必要となります。

特に、家庭用エアコン（室内機・室外機）に注意！

具体的な処分方法については、下記サイトを御覧ください。
「事業所で使用していた廃家電のリサイクル案内」
(一般財団法人家電製品協会)

<https://www.kaiketsukr.com/business/>



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、建築物解体の直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf



平成30年2月作成
令和元年5月一部加筆修正